平成30年第4回若狭町議会定例会会議録(第3号)

平成30年9月26日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員(14名)

	1番	藤	本	武	\pm	君		2番	熊	谷	勘	信	君
	3番	渡	辺	英	朗	君		4番	島	津	秀	樹	君
	5番	辻	岡	正	和	君		6番	坂	本		豊	君
	7番	今	井	富	雄	君		8番	原	田	進	男	君
	9番	北	原	武	道	君	1	0番	福	谷		洋	君
1	1番	清	水	利	_	君	1	2番	小	堀	信	昭	君
1	3番	小	林	和	弘	君	1	4番	松	本	孝	雄	君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 森 下 裕 副町長 中村良隆 総務課長 教育 長 玉 井 喜 廣 谷口 壽 会計課長 森 川 克 己 総合戦略課長 泉原 功 税務住民課長 松 宮 登志次 環境安全課長 木 下 忠 幸 福祉課長 深水 保健医療課長 藤本 斉 滋 建設水道課長 農林水産課長 岸 本 晃 浩 岡本隆司 パレア文化課長 山 口 勉 歴史文化課長 永 江 寿 夫 教育委員会 三 宅 宗 左 事務局長

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算 の認定について

日程第 3 認定第 2号 平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について

日程第 4 議案第60号 平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第 5 議案第61号 平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第 6 議案第62号 平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 7 議案第63号 平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第64号 平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第65号 平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第10 議案第66号 平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補 正予算(第1号)
- 日程第11 議案第67号 平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第12 議案第68号 平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第13 議案第69号 平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 議案第70号 平成30年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第71号 平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第16 議案第72号 財産の処分について
- 日程第17 議案第73号 平成30年度若狭町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18 委員派遣承認要求について
- 日程第19 議員の派遣について

(午前10時58分 開会)

○議長(原田進男君)

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

~日程第1 会議録署名議員の指名について~

○議長 (原田進男君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番、島津秀樹君、5番、辻 岡正和君を指名します。

~日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号~

○議長(原田進男君)

日程第2、認定第1号「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る8月31日に予算決算常任委員会に審査を付託し、 その審査報告書が提出されました。

委員長より、審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、辻岡正和君。

○予算決算常任委員会委員長(辻岡正和君)

予算決算常任委員長報告、決算を行います。

予算決算常任委員会における平成29年度の決算審査の報告をいたします。

去る8月31日、平成30年第4回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、認定第1号「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件であります。

これら2件の議案審査のため、9月5日、6日の両日、5日は12名、6日は委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほ

か関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」でありますが、一般会計決算額の歳入は、総額114億4,429万円で、自主財源の主なものは、町税18億6,071万5,000円で、歳入に占める構成比率は16.3%、繰入金5億8,456万5,000円で5.1%、依存財源の主なものは、地方交付税39億9,120万円で34.9%、県支出金12億7,883万4,000円で11.3%、国庫支出金10億5,710万8,000円で9.2%、町債10億7,460万円で9.4%となっており、財源の64.8%が地方交付税等の依存財源となっております。

次に、歳出については、総額108億187万1,000円で、主なものは、議会費8,945万9,000円、総務費14億8,547万8,000円、民生費22億6,808万4,000円、衛生費10億3,923万6,000円、農林水産費11億7,496万8,000円、土木費9億5,654万円、教育費14億8,674万3,00円、公債費12億7,690万円等となっております。

平成29年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額6億4,241万9,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として5,111万3,000円があり、これを差し引いた実質収支は5億9,130万6,000円で、実質単年度収支は2億3,603万1,000円となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率が15. 3%、財政力指数0.344、経常収支比率89.8%であります。

次に、特別会計でありますが、11会計の歳入総額は56億6,304万1,000 円に対し、歳出総額54億7,498万9,000円で、歳入歳出差引額1億8,80 5万2,000円が次年度へ繰り越されます。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。 最初に、一般会計から申し上げます。

総務課関連では、

問、収入未済調書であるが、過年度分については約1割から2割の収納率で、ほとんど納付していただいていないが、例えば、簡易水道料金の過年度分であると、434万1,053円が未済である。滞納者の水道を止めることはできないのか。

答、監査委員からもそのような指摘があり、税務住民課が主体となり連携会議をし、 滞納整理の方法で、給水を止める止めないといったことも町としての考え方を統一する ことを検討している。 次に、総合戦略課(観光交流室)関連では、

問、国内・国外プロモーション活動支援事業の事業内容で、台湾文化と中国語講座を 3回開催しているが、参加人数は何人か。

答、勉強会1回目は20名の参加、2回目が16名、3回目が18名である。

問、農山漁村活性化整備対策事業のみさき漁村体験施設であるが、この施設の概要や 使用料が記載されているパンフレット等はあるのか。

答、福井工業大学がチラシ、パンフレットを作成し、それに概要や使用料について記載されている。

問、それは金井学園が主体的に使用するであろうと思うが、なるべく町が活用し、駅等にパンフレット等を設置し、都市部の若者が集まる宣伝を町ができればいいと思うがどうか。

答、金井学園ともしっかり連携を取り、広くパンフレット等を活用し、行政としてPRをしていく。

次に、総合戦略課(国体推進・熊川宿活性化室)関連では、

問、先に開催したゲートボール競技の際には、雨で相当ぬかるみ、選手等への影響があったが、さとうみパークでは、この後、国体のグラウンドゴルフ競技がある。ぬかるんだところに新たに土砂を入れるなどの対策はできないのか。

答、おもてなしゾーンはぬかるんだ状態であったが、次のグラウンドゴルフ公開競技では、それを防ぐために砂等を入れて対策をしたい。

問、多世帯同居・近居促進事業であるが、補助上限が同居住宅リフォームで30万円、 近居住宅取得で20万円となっているが、もう少し上限を上げることはできないのか。

答、財政事情も鑑みて、基本的に空き家を活用するということを目指しているので、 この補助額としている。

総合戦略課(特産振興室)関連では、

問、6次産業化ネットワーク活動交付金事業で交付金を出した場合、それがどのような活動をしているのか。追跡調査をしているのか。

答、町の財源で交付金を出した場合、報告書を提出していただき調査している。 6 次 産業化については、商工会、観光協会など事業主体が違う部分もあるが、町が交付金を 出している部分については、しっかりと調査をしている。

環境安全課関連では、

問、清掃総務費の一般廃棄物で動物死骸99頭を処理したということであるが、その 分別について、若狭町海士坂の獣害処理場へ持ち込みをするものと、小浜市の可燃物処 理場(クリーンセンター)へ持ち込むものの区分はどうなっているのか。

答、動物死骸処理については、道路で車にはねられた動物など、公共施設等に死骸として残っているものは、若狭町生倉の動物焼却施設で処理する。獣害対策で処理した動物は、海士坂の獣害処理場で処理する。小浜市の可燃物処理場(クリーンセンター)へ持ち込みはない。

農林水産課関連では、

問、若狭町で捕獲された有害鳥獣で焼却施設に持ち込まれた分は、若狭町の税金で報 償費を支払っているということだが、食肉加工施設に持ち込まれた分は、業者が報償費 の支払いをするのか。

答、捕獲報償費は食肉処理加工施設に持ち込まれた場合でも、焼却施設に持ち込まれた場合でも、報償費を各市町が負担をしている。ただ、有害捕獲された鳥獣を有効活用するという意味で、食肉処理加工施設が運営をされていて、そこで加工された分、重量が減少するので、経費削減につながっている。

保健医療課関連では、

問、近年、乳幼児の健診から乳幼児等に対する虐待を予防し、早期発見につながるということが重要視されているが、若狭町において90%台の受診率で、数%の方が受診されていないが、未受診児の家庭に対する対応は把握しているのか。

答、保健師が各家庭を訪問し、母子手帳等を参考に確認している。

問、高齢者予防接種事業で肺炎球菌の予防接種率が44%と低いが、高齢者の死亡原因に肺炎で亡くなられる方が多いことから、現状をどのように捉えているのか。

答、確かに低い受診率である。今後、多くの方に接種をしていただけるよう、年度始めの通知後、広報等での告知対応とともに現状を調査し、接種率が上がるよう取り組む。 福祉課関連では、

問、敬老会事業の予算設定根拠はどのようなものか。

答、敬老会の予算設定は、対象年齢を65歳以上として算定し、実施するに当たっては、各地域づくり協議会で実情にあわせ実施されている。

問、老人保護措置事業の概要で、「居宅において、養護を受けることが困難な高齢者の生活保持・安定のために必要な施設入所措置を行った」とあるが、どこかの施設に入所した費用を全て町で負担しているということか。

答、そのとおりである。対象としては、敦賀市の「萩の苑」、小浜市の「もみじの 里」、越前町の「光が丘ハウス」になる。65歳以上の高齢者で精神上または経済的理 由により、居宅での生活が困難な人を措置するということで、その対象者が3名である。 入所時には入所判定を行っている。

パレア文化課関連では、

間、パレア若狭運営事業で、財源内訳のその他1,606万6,000円は入場料や補助金ということであったが、そのうちの入場料、使用料は年間幾らか。

答、入場料は約370万円である。使用料は運営事業に充当している分は約180万円で、パレア若狭管理事業でのその他財源に使用料87万5,000円である。

問、図書の廃棄処分について、全てごみとして出してしまうのか。それとも古本として希望される方を公募するのか。

答、雑誌関係については、一定期間が過ぎれば、自由にお持ち帰りいただくことになっていて、古書については、古本市に出したり、上中駅や各地区公民館、小学校施設に 寄贈することもある。

間、自主企画でのホール集客率は年間平均どのくらいか。

答、平成29年度は13事業で、集客率は平均で約54%である。

問、自主事業委託料は年間1,125万6,350円であるが、収支はどのぐらいか。 答、収支は約440万円である。

教育委員会関連では、

問、小学校費で前年に比べ1,499万円減となっているが、これは主に人件費であるという総務課長説明であったが、人件費の何が減ったのか。

答、各学校の用務員は正職員であったが、パートに変更したことが要因である。

問、社会教育総務費の委託料の若狭町文化祭委託は理解できるが、設置委託30万円 と施設管理委託124万1,000円は何を委託しているのか。

答、設置委託については、歴史上の人的文化遺産顕彰事業に関するイベント設置のものである。設置管理委託については、佐久間記念館の管理委託料である。

以上が一般会計の審査の過程における主な質疑であります。

次に、特別会計における主な質疑でありますが、

国民健康保険特別会計では、

問、平成28年度に国保税の負担を上げる内容の議案上程があって、様子を見るということで、その後、議案は撤回された。当時は法定外繰入金があり、平成29年度は国保税を上げずに法定外繰入金もなく会計に余裕ができたという説明であったが、どのような理由で余裕ができたのか。

答、当時、国民健康保険を福井県で広域化した後の財政状況は必ずしも正しくは理解 されていなかった。平成29年度会計については、国から交付される調整交付金の算定 率が当初予測していたよりもよくなった。平成30年度からの会計は、広域化になり、 多くの補助金が歳入されることになり、赤字体質が解消されたことが一つの要因である。 現在の国保会計には、今後すぐに赤字に転じ増税をしないといけないということはない。 後期高齢者医療特別会計では、

問、後期高齢者の保険料も介護保険料と同じで、年金から徴収をされているはずであるのに、収入未済額があるのはなぜか。

答、年金額が大変少ない方については、納付書を送付し普通徴収としていて、その中で滞納をされている分が収入未済額となっている。

直営診療所特別会計では、

問、直営診療所では、床清掃等を委託しているのに、用具借料を支出しているのはど ういうことか。

答、床清掃については、業者に委託しているが、トイレ掃除はモップを借用して職員 が行っている。

問、財政的に厳しい折、トイレだけは用具を借用し職員がするのではなく、それも含めた上、業者と交渉し契約することを考えていくべきではないのか。

答、確認をして検討する。

介護保険特別会計では、

問、人件費繰入金3名分であるが、1名分を800万円として計算しているのか。

答、人件費繰入金については、給料、職員手当、共済費、退職手当等負担金にも充当 している。給料分だけであると、3名で約1,230万円である。

農業者労働災害共済事業特別会計では、

問、基金積立額が924万4,698円になっているが、平成29年度で災害支払金が67万7,350円、基金の積立額は増えていくが、今後、保険料を下げるとか、加入者に還元をしていく考えはないのか。

答、掛け金は1戸当たり平等で300円、1反当たり100円という少額な掛け金である。今後、加入される方は減少していくであろうと予測され、例えば死亡事故が発生した場合は、最大で約340万円の補償を支払う必要がある。そういったことも勘案して、余剰金は基金に積み、補償に備えていきたいという考えである。

農業集落排水処理事業特別会計では、

問、平成29年台風21号での霞堤の野木の集落排水処理場のごみを処理している。 同時に鳥羽の集落排水処理場もそうだと思うが、その費用は決算書のどこに記載されているのか。 答、決算書203ページに、工事費として、農業集落排水施設管理費の需用費の中の 施設修繕である。

公共下水道事業特別会計では、

問、水道料金や下水使用料の過年度分収入未済額を確認すると、多額の未済額があり、 そのうち過年度分収入済額は約2割である。全ての建設水道課関係の会計過年度分収入 未済額を合計すると、1,000万円を超えるが、このことについてどう考えているの か。

答、簡易水道事業、農業集落排水処理事業、公共下水事業、水道事業の会計で過年度 分収入未済額があるが、それぞれ過年度分についても前年度と比べると収納をして減少 しているが、過年度分について満額を納入していただいていない方について、月5,0 00円というような分納の約束をして、徐々に納付していただくことを繰り返しながら、 順に収納してもらえるよう取り組んでいく。

町営住宅等特別会計では、

問、収入未済調書の町営住宅使用料過年度分で101万9,200円が未納となっているが、1人で何年間滞納しているのか。このまま未納が続くと、将来、担当がかわると実情がわからなくなり、不納欠損することになるのではないか。

答、専用住宅に平成24年頃から居住されていた方であるが、3年間の滞納がある。 現在は町内に居住されているので、この町営住宅使用料滞納者には、しっかり対応し、 担当が変更になっても引き続き収納に努めていく。

以上、認定第1号議案の審査の経過と概要を申し上げました。

審査の結果、認定第1号「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の 認定について」は、討論はなく、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決し ました。

次に、認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」でありますが、平成29年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が1億3,358万3,000円、収益的支出が1億2,893万7,000円となり、純利益は464万6,000円であります。

平成29年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,363万1,000円、収益的支出が3,305万円となり、941万9,000円の損失となっております。

平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、総収益4億8,06

2万9,000円、総費用5億6,287万3,000円で、8,224万4,000 円の損失となっております。

それでは、主な質疑を申し上げます。

まず、水道事業会計では、

問、企業会計と特別会計では、一般会計からの繰出金について何が違うのか。水道事業会計も特別会計にしてはどうか。

答、公営企業の場合、繰り出し基準が定められており、例えば、国庫補助対象事業が対象となり、それに関する元利償還の2分の1を繰り出す方式としている。

工業用水道事業会計では、

問、工業用水道事業会計は根本的に赤字である。容量を減らすなどの設備の置きかえ を検討していかなければならないのではないか。

答、現在、株式会社エイ・ダブリュ工業・若狭は240トンの初期契約をいただいているが、計画では1,000トンであり、縮小していくことも視野に入れ、規模については十分に検討をしながら取り組んでいきたい。

上中診療所事業会計では、

問、上中診療所の今後の収支はどうなっていくのか。

答、平成29年度は収入、支出とも減額をしていて、支出については主に退職者等があり、給与等が減額をしているので、平成28年度より決算自体はマイナスが少なくなった。今後も精査をしていき、診療所の経営会議の中で、診療所運営内容を検討しマイナス部分が少なくなるよう進めていきたい。

意見として、

上中診療所には、一般会計から1億2,000万円の繰り出しをしながら8,000万円のマイナスということは、実質2億円のマイナスである。公立小浜病院組合負担金は1億4,217万6,000円を負担している。レイクヒルズ美方病院への負担金は1億4,935万4,000円を負担し、さらに数千万円マイナスであり、そのことを加味すると、レイクヒルズ美方病院にも2億円の負担が必要ということになる。

結局、上中診療所だけでなく、レイクヒルズ美方病院へも同額程度の負担をしている。 それも含めて改革の方向性をしっかりとしていかないといけないし、これは上中診療所 だけの問題ではないと心配する。

以上、認定第2号議案の審査の経過と概要を申し上げました。

認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、

委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の決算審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(原田進男君)

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成29度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第1号 「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(原田進男君)

起立多数です。したがって、認定第1号「平成29年度若狭町一般会計及び特別会計 歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及 び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行いま す。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、認定第2号「平成29年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

~日程第4 議案第60号から日程第16 議案第72号~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第4、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)から日程第16、議案第72号「財産の処分について」までの13議案を一括議題とします。

この13議案については、去る8月31日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、清水利一君。

○総務産業建設常任委員会委員長(清水利一君)

それでは、総務産業建設常任委員長の審査報告をいたします。

去る8月31日、平成30年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付 託されました案件は、議案1件であります。

議案審査のため、9月10日、午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として 森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎 重に審査をいたしました。

まず、議案第72号「財産の処分について」は、現在、高槻電器工業株式会社に貸し出している町有地の能登野及び上野地係で1万750平方メートルの工場用地を企業振興のため、9,675万7,000千円で譲渡するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、3年の年賦ということであるが、移転登記は3年後に全ての納入があってからで、 それまでは町の所有物であるということだが、3年間は賃貸をするということで賃貸費 用はもらうということか。 答、残りの面積分についていただく。

問、3年後に固定資産税が納付される場合、幾らになるのか。また、現在の年間賃貸料は幾らであるのか。

答、賃貸料については年間333万円である。固定資産税については約80万円になると聞いている。

問、高槻電器工業がこの場所に移転されたときに土地の賃貸契約をしているということは、その当時は景気が少し低迷しているということで、賃貸契約になった経緯があると認識している。今回、土地売却になったのは、現在は高槻電器工業の業績が上向いてきているなど、定期的に会社と情報交換などの機会があるのか。

答、雇用問題等について定期的な情報交換をしている。また、高槻電器工業の新たな 事業展開についても協議をしている。土地の売却については、町から依頼して高槻電器 が快諾をされて進んだということである。

問、売買契約について、委員会で採決をして可決すべきものとなれば、いつ契約をするのか。

答、この議案を本会議で可決されれば、すぐに取りかかる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長 (原田進男君)

予算決算常任委員会委員長、辻岡正和君。

○予算決算常任委員会委員長(辻岡正和君)

予算決算常任委員長報告、補正を報告いたします。

予算決算常任委員会における平成30年度補正予算の審査報告をいたします。

去る8月31日、平成30年第4回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に審査を付託されました議案は、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」から議案第71号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の計12議案であります。

これら12件の議案審査のため、9月13日、午後1時より、委員全員出席のもと、 議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出 席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」では、既定

の歳入歳出予算にそれぞれ5億6,844万4,000円を追加し、予算総額を103億9,362万3,000円とするもので、歳入の主なものは、繰越金4億6,466万5,000円、国庫支出金5,204万8,000円、県支出金1,401万9,00円、財産収入4,000万円、繰入金2,179万3,000円をそれぞれ増額し、町債は3,658万9,000円の減額であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、全体で3億5,014万2,000円の増額であり、主なものは、有線情報連絡施設管理費で444万3,000円の増額、財政調整基金への積立金を3億4,000万円増額するものであります。

民生費では、全体で1,863万3,000円の増額であります。主なものは、臨時福祉給付金給付事業で266万1,000円、障害者介護給付費事業で721万3,00円、パレア若狭管理事業で500万円をそれぞれ増額するものであります。

農林水産業費では、全体で1,981万2,000円の増額であります。主なものは、中山間集落農業支援事業で932万2,000円、山ぎわ集落間伐促進事業で266万2,000円、林道維持費で900万円、治山事業で500万円をそれぞれ増額するものであります。

商工費では、全体で2,040万円の増額であります。主なものは、企業誘致促進事業で2,000万円を増額するものであります。

土木費では、全体で9,354万5,000円の増額であります。主なものは、都市計画事業で413万4,000円、除雪対策事業で8,331万7,000円、道路改築事業で609万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

教育費では、全体で1,309万5,000円の増額であります。主なものは、中学校管理費で250万円、縄文博物館施設管理事業で900万円をそれぞれ増額するものであります。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総合戦略課関連では、

問、わかさで元気な地産地消事業で、魚の煮さばき体験を1戸当たり5万円の補助金としているが、材料も含めてか。また、どこに依頼するのか。

答、材料も含めての補助で、漁業協同組合を通じて依頼する。

問、依頼先は、漁業者青年部があるので、漁業協同組合ではなく漁業者青年部にして はどうか。 答、漁業者青年部に依頼するということになると思うが、漁業協同組合を通じて依頼 することになる。

問、高槻電器工業から4,000万円の土地売払収入があるが、今年の末までに売却をして納入されるのか。

答、年内をめどに納入していただく予定である。

建設水道課関連では、

問、屋外広告物改修補助金19件ということであるが、全て終了しているのか。 答、全て終了している。

以上、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」を審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第61号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」ですが、返還金、基金積立金など1億1,993万円を増額補正するものです。

次に、議案第62号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」ですが、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金などとして609万1,00 0円増額補正するものです。

次に、議案第63号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」ですが、繰越金を財源に基金積立など506万4,000円を増額補正するものです。

次に、議案第64号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」ですが、平成29年度の精算による国及び県への返還金などに3,516万6,000円を増額補正するものです。

次に、議案第65号「平成30年度若狭町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」ですが、繰越金を財源に基金積立などに2,757万7,000円を増額補正するものです。

次に、議案第66号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第1号)」ですが、繰越金を財源に基金積立11万9,000円を増額補正するもの です。

次に、議案第67号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)」ですが、繰越金を財源に基金積立に189万8,000円を増額補正する ものです。

次に、議案第68号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)」ですが、繰越金を増額する分、基金からの繰入金を減額するものです。 次に、議案第69号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」ですが、下水道事業経営戦略策定業務委託に950万4,000円を増額補正するものです。

次に、議案第70号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」ですが、町営住宅の修繕、基金積立などに599万4,000円を増額補正するものです。 次に、議案第71号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」ですが、平成29年度決算に基づき、繰越金を95万円減額することに伴う積立金95万円を減額補正するものです。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

国民健康保険特別会計関連では、

問、基金積立金で8,156万円を計上しているが、今まではなかったのか。

答、平成28年度基金残高は7,100万円余りで、平成29年度も3,053万2,991円の積み立てをしている。今回のも合わせると1億8,000万円余りになる。 簡易水道事業特別会計関連では、

問、一般会計繰入金60万円は消火栓移設ということであるが、一方で繰越金2,697万7,000円を補正計上して基金に積み立てるということであるが、このようなルールであったのか。

答、企業会計、特別会計において、総務省通知で建設事業費の何%は一般会計から繰り出すというようなルールであり、水道事業をはじめ、企業会計もそれに基づいている。 消火栓については、利用料徴収にかかわらない部分であるので、一般会計から繰り入れをするということである。

以上、議案第61号から議案第71号までの特別会計補正予算11議案を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。 ○議長(原田進男君)

以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」に対す

る討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第60号「平成30年度若狭町一般会計補正予算 (第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第61号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第61号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第62号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第62号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」 に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第63号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第63号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」に 対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第64号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員

長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第64号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補 正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第65号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第65号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第66号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第66号「平成30年度農業者労働災害共済事業特

別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第1号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第67号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第67号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第68号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第68号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第69号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第69号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」に 対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決あります。

議案第70号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員 長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第70号 「平成30年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第71号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第71号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「財産の処分について」に対する討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第72号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成 の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第72号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

~日程第17 議案第73号~

○議長(原田進男君)

次に、日程第17、議案第73号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第73号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、先般の台風20号及び21号によります災害の対応を実施する ためのものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,412万2,000円を追加し、

予算の総額を104億2,774万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、集落センター建設及び増改築・修繕事業に200万円、有線情報連絡施設管理費に259万6,000円など合わせて501万9,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、広域農道事業費に169万円、鳥獣被害防止総合対策事業に16 0万円など合わせて366万円を計上いたしました。

商工費では、道の駅管理運営事業に100万円、観光宿泊施設管理事業に430万3, 000円など合わせて627万3,000円を計上いたしました。

教育費では、小学校管理費に100万5,000円、公民館総務事業に167万3,000円など合わせて417万円を計上いたしました。

最後に、災害復旧費では、公共土木災害復旧費に1,500万円を計上させていただきました。

次に、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で666万6,000円、県支出金で145万3,000円、繰入金で1,808万8,000円、諸収入で442万8,000円、町債で330万円などを計上しております。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提 案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

ただいま上程いたしました議案については、理事者から詳細説明を受けるため、暫時 休憩します。

> (午後 1時13分 休憩) (午後 2時12分 再開)

○議長(原田進男君)

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

上程中の議案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第73号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第73号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」、本案は、原案の とおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~日程第18 委員派遣承認要求について~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第18、委員派遣承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。若狭町総務産業建設常任委員会委員長並びに広報特別委員会委員長から、会議規則第72条の規定に基づいて、お手元に配付してあるとおり、委員派遣承認要求書が提出されております。委員派遣承認要求書のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、それぞれの委員会委員の派遣要求については、委員派 遣承認要求書のとおり、派遣することに決定しました。

~日程第19 議員の派遣について~

○議長(原田進男君)

次に、日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ の議員を派遣することといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のと おり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月31日の開会以来、本日まで27日間にわたり、提案されました平成29年度一般会計ほか特別会計及び企業会計決算の認定をはじめ、平成30年度各会計補正予算など重要議案につきまして、終始熱心に、また慎重に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え無事閉会の運びとなりました。

会期中には、台風21号が接近し、本町においても暴風による家屋への被害等が報告 されました。被害に遭われました皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、福井しあわせ元気国体の若狭町開催の競技は無事終了しましたが、週末には総合開会式が挙行され、県内各地で熱戦が繰り広げられると思います。また、町内では、10月以降においても町主催の行事や地域の行事が多く予定されておりますので、議員各位におかれましては、それぞれの行事に御参加を賜りますようお願い申し上げます。

理事者各位におかれましては、健康管理に十分御留意され、本定例会において可決されました諸議案の執行に際しては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げ閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の御挨拶があります。

○町長(森下 裕君)

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月31日の開会以来、本日まで27日間にわたり開催させていただきました。その間、平成29年度決算に基づく報告、平成29年度決算の認定、平成30年度補正予算に関する案件など、重要な案件について御審議を賜りました。

議員の皆様方からいただきました、それぞれの御意見につきまして、また、それぞれの本会議及び常任委員会において熱心に御審議を賜りました。あわせまして、心から厚くお礼を申し上げます。あわせまして、適切な御意見を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。議員の皆様方からさせていただきました御意見につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

特に、最終日に追加提案し、議決をいただきました台風20号及び21号の災害関連 予算につきましては、迅速かつ的確に実施してまいりたいと考えております。

また、心配をいたしております台風24号につきましても、進路が九州方面を目指しております。今後の進路につきましては、いろいろ議員の皆様方も注視をお願いを申し上げたいと思います。心配をしているところでもございます。

さて、福井しあわせ元気国体の総合開会式がいよいよ今週末の29日に福井県営陸上競技場で開催をされます。若狭町におきましては、先ほど議長からもございましたように、既にゲートボール、あるいはオープンウォータースイミング、グラウンドゴルフの3競技につきまして、全国各地から選手、関係者の皆様をお迎えし、それぞれ熱戦が繰り広げられ、成功裏に終わらせていただいたと考えております。この間、競技団体の関係者の皆様、また、ボランティアや応援の皆様など大変多くの皆様に参加をいただきました。また、町民の皆様につきましてもさまざまな面で御協力をいただきました。特に花いっぱい運動につきましては、本当に町民の皆様にいろんな形でお世話になりました。この場をおかりして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

なお、この後は、来月の6日、7日にデモンストレーションスポーツとして、グラウンドゴルフとゲートボールがさとうみパークで行われる予定になっております。

また、10月に入りますと、例年、恒例になっております、7日には熊川いっぷく時代村が開かれます。さらに、10月20日、21日にはハート&アートフェスタがそれぞれ開催されます。ぜひとも町民皆様あるいは多くの皆様方に御参加をいただきまして、また、議員の皆様にも足をお運びいただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりましたが、来週から10月に入ります。朝夕を中心に冷え込んでまいります。議員各位には、それぞれ健康に十分御留意いただきまして、さらなる町政発展のため、御活躍いただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

(午後 2時21分 閉会)